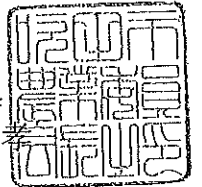


29 農 委 第 170 号
平成 29 年 6 月 15 日
(2017年)

RC

吹田市個人情報保護審議会会長様

吹田市農業委員会
会長 奥田 善孝



個人情報の保護について

吹田市個人情報保護条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

農地情報公開システム導入における電子計算機の結合にかかる個人情報の保護について

農地情報公開システム導入における電子計算機の結合にかかる個人情報の保護について

1 諮問する項目 (諮問の根拠)	電子計算機の結合 (吹田市個人情報保護条例第13条第2項)																																								
2 対象業務名	農地台帳業務																																								
3 結合先関係機関	一般社団法人全国農業会議所 所在地 東京都千代田区二番町9番 注) 一般社団法人全国農業会議所とは、農業委員会等に関する 法律第43条第2項で、農林水産大臣の指定を受けた農業委員会 ネットワーク機構として指定されている。																																								
4 電子計算機処理の 内容	<p>システムで取り扱う個人情報</p> <table border="1" data-bbox="518 510 1374 1234"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>物件情報</td><td>農地所在地番</td></tr> <tr><td>現況地目</td><td>現況の地目</td></tr> <tr><td>登記地目</td><td>登記上の地目</td></tr> <tr><td>現況地積</td><td>現況の面積</td></tr> <tr><td>登記地積</td><td>登記上の面積</td></tr> <tr><td>地域区分</td><td>市街化区域内農地の表示</td></tr> <tr><td>所有者の情報</td><td>所有者氏名・住所・整理番号</td></tr> <tr><td>賃貸の相手方情報</td><td>賃貸の相手方の住所、氏名</td></tr> <tr><td>世帯員氏名</td><td>農家世帯委員の氏名</td></tr> <tr><td>続柄</td><td>農家世帯員の世帯主との続柄</td></tr> <tr><td>性別</td><td>農家世帯員主と世帯員の生年月日</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>農家世帯員主と世帯員の性別</td></tr> <tr><td>従事日数</td><td>1年間の農業従事日数</td></tr> <tr><td>耕作者の情報</td><td>耕作者の氏名・住所・整理番号</td></tr> <tr><td>農地の賃借等の設定状況</td><td>許可を受けた根拠法、賃借権等の種類、賃借権等の存続期間、賃借額</td></tr> <tr><td>納税猶予の適用状況</td><td>相続税(贈与税)の税猶予の有無</td></tr> <tr><td>農地の利用状況調査</td><td>調査年月日、調査結果</td></tr> <tr><td>農地の利用意向調査</td><td>調査年月日、調査結果</td></tr> <tr><td>その他</td><td>耕作、転用状況</td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	物件情報	農地所在地番	現況地目	現況の地目	登記地目	登記上の地目	現況地積	現況の面積	登記地積	登記上の面積	地域区分	市街化区域内農地の表示	所有者の情報	所有者氏名・住所・整理番号	賃貸の相手方情報	賃貸の相手方の住所、氏名	世帯員氏名	農家世帯委員の氏名	続柄	農家世帯員の世帯主との続柄	性別	農家世帯員主と世帯員の生年月日	生年月日	農家世帯員主と世帯員の性別	従事日数	1年間の農業従事日数	耕作者の情報	耕作者の氏名・住所・整理番号	農地の賃借等の設定状況	許可を受けた根拠法、賃借権等の種類、賃借権等の存続期間、賃借額	納税猶予の適用状況	相続税(贈与税)の税猶予の有無	農地の利用状況調査	調査年月日、調査結果	農地の利用意向調査	調査年月日、調査結果	その他	耕作、転用状況
項目	内容																																								
物件情報	農地所在地番																																								
現況地目	現況の地目																																								
登記地目	登記上の地目																																								
現況地積	現況の面積																																								
登記地積	登記上の面積																																								
地域区分	市街化区域内農地の表示																																								
所有者の情報	所有者氏名・住所・整理番号																																								
賃貸の相手方情報	賃貸の相手方の住所、氏名																																								
世帯員氏名	農家世帯委員の氏名																																								
続柄	農家世帯員の世帯主との続柄																																								
性別	農家世帯員主と世帯員の生年月日																																								
生年月日	農家世帯員主と世帯員の性別																																								
従事日数	1年間の農業従事日数																																								
耕作者の情報	耕作者の氏名・住所・整理番号																																								
農地の賃借等の設定状況	許可を受けた根拠法、賃借権等の種類、賃借権等の存続期間、賃借額																																								
納税猶予の適用状況	相続税(贈与税)の税猶予の有無																																								
農地の利用状況調査	調査年月日、調査結果																																								
農地の利用意向調査	調査年月日、調査結果																																								
その他	耕作、転用状況																																								
5 審議会に諮る理由	<p>農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、後継者不足による担い手不足等により、全国的に遊休農地の増加が大きな問題となっています。</p> <p>この問題の解決に向け国は、農地法を平成25年12月に一部改正(平成26年4月1日施行、農地情報の公開は1年の経過措置あり)し、遊休農地対策を強化、併せて農地台帳等の法定化を実施しました。</p> <p>国は、法律に規定した農地情報の公表を円滑に進めるため、平成26年度中に農地情報公開システムを構築することとしました。また、農地情報公開システムに必要な農業委員会の農地情報を取り込むにあたり各農業委員会の農地情報の電子化が必要なため、補助金を交付し各農業委員会に農地台帳システムの導入を推進しました。</p> <p>当初本市は、農地台帳の電子化については、既にアクセスで管理していたこと、農地法施行規則第104条第1項第2号により公表する必要がないことから農地台帳システムの導入について見送ることとしました。</p> <p>しかし、他の各農業委員会では平成27年4月から各農地情報公開システムが稼働し、全国農地ナビにおいて誰でも農地の情報(市街化区域は除く)が確認できるようになっています。</p> <p>その後、国は、方針転換を行い農業委員会で管理する各農地台帳システムでなく、国が管理する農地情報公開システムにおいて、各農業委員会等利用システムをクラウド(※1)にて統合したシステムを構築し、各農業委員会は、農業委員会業務についてこのシステムを利用することとしました。</p>																																								

	<p>本市も各農業委員会等利用システムを利用するにあたり農地法第52条の2第1項に規定する農地情報を、新たに設置する端末を經由してシステムへオンライン提供することから吹田市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づく電子計算機の結合に関する事項として吹田市個人情報保護審議会に諮問するものです。</p> <p>※1 コンピューターの利用形態のひとつで、インターネットなどのネットワークに接続されたコンピューター（サーバー）が提供するサービスを、利用者がネットワーク経由で手元のパソコンやスマートフォンで使用する形態</p>
6 処理概要 (システム概要)	別紙1のとおり
7 セキュリティ対策 について	<p>(1) 使用機器及び制限 専用パソコン端末及び外部記録媒体とする。 外部記録媒体への記録は、当初のセットアップ処理及び年次の更新処理以外は、原則として禁止し、その他業務上やむを得ず記録する必要がある場合は、管理責任者の許可を得て行う。 なお、外部へ持ち出す場合等、必要に応じて暗号化等の措置を講じる。</p> <p>(2) ネットワーク LGWAN (※2) に限る。</p> <p>※2 LGWANとは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とし、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANに接続された、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク</p> <p>(3) アクセス制限 ユーザーID・パスワードでシステムを操作することができる者（操作者）を限定する。</p> <p>(4) ウイルス対策 ウイルス対策ソフトを使用する。</p> <p>(5) 使用機器等の保管 使用機器及び出力した帳票類は、執務室内の施錠可能な保管庫等所属長管理で保管する。</p> <p>(6) 情報の保存及び廃棄 システムで取り扱う情報は、法令等の規定に基づき保存する。 また、入出力した帳票類は、目的達成後、直ちに消去及び廃棄するものとする。 なお、外部記録媒体内の情報は、目的達成後、直ちに消去する。</p> <p>(7) 国が配備する対策 別紙2-1・2-2・2-3のとおり</p>
8 運用における今後の予定	<p>平成29年7月 本市データを国が指定する業者に提出</p> <p>平成29年7月末 システム用にデータ修正終了</p> <p>平成29年9月 システム稼働</p>
9 担当課	吹田市農業委員会事務局